

憲法違反の「駆け付け警護」を閣議決定

南スーダンに自衛隊派兵

PKO参加5原則

紛争当事者間で停戦が合意している
受け入れ国や紛争当事者が日本の参加に合意している
中立性の厳守
(前3方針の)いずれかが満たされない場合、撤回できる
武器使用は必要最小限に限る
駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を越える武器使用が可能
(下線部が追加された部分)

駆け付け警護とは
自衛隊が外国でPKO活動をしている場合に、自衛隊の近くで活動するNGO職員が攻撃されたときに、自衛隊が駆け付けて応戦することです。

宿営地の共同防護とは
自衛隊と他国の部隊の共同宿営地が攻撃を受けた場合、一緒にいる自衛隊と他国の部隊が一緒に応戦することです。

安倍内閣は、南スーダン国連平和維持活動(PKO)に参加する陸上自衛隊に、「戦争法」(安全保障関連法)に基づく「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」の新任務を付与する実施計画の変更を、国民の声を無視して15日に閣議決定しました。

泉北教組は、憲法違反の「戦争法」に基づく新任務付与の閣議決定に抗議するとともに、南スーダン派遣に自衛隊の即時撤退、「戦争法」廃止を求めます。

大前提の停戦合意は崩壊

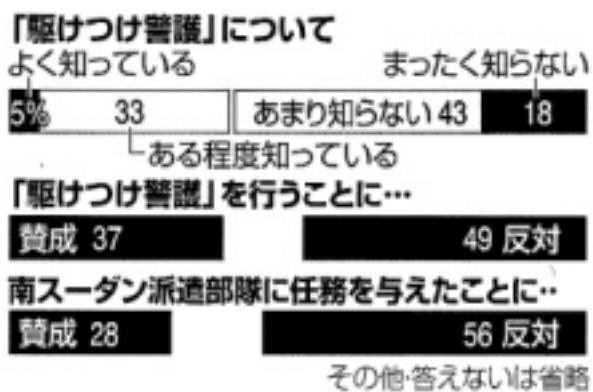
政府は、自衛隊のPKO参加が違憲にならない担保として「PKO参加5原則」(別項)を掲げてきました。その第一は停戦合意が成立していること。政府は今の南スーダンでも、この原則が満たされているとしています。

しかし、今月1日の国連特別調査報告書は「キール大統領とマーシャル前副大統領との和平合意は崩壊した」と断定。政府の主張は完全に破綻しています。

7日の戦闘では南スーダン政府軍が国連施設を襲撃する事態も起きています。自衛隊に新任務を与えれば、南スーダン政府軍との戦闘になりかねません。日本政府の立場からいっても、政府軍との交戦は憲法が禁じる海外の武力行使です。

駆け付け警護に反対56%

朝日新聞社が19、20日に実施した全国世論調査(電話)によると、南スーダンでの国連平和維持活動(PKO)のために派遣された陸上自衛隊の部隊に、「駆け付け警護」の任務を与えたことに「反対」は56%で、「賛成」の28%を上回りました。



隊員の家族に恐怖に苦悩

隊員の家族もまた「戦場」の恐怖に苦悩しています。「あの子どもが人に銃口を向けるなんて。戦争に行かせるなんて恐ろしいことだ。安

倍首相は何を考えているんだ。」(孫が派遣される女性)
「安倍さんの身内が自衛隊にいて派遣されたら、どういう気持ちか」と本当に聞きたい。自衛隊が日本を守るのではなく外国の戦地で殺したり殺されたり。それは絶対だめです。」(兄が青森駐屯地にいる女性)

自衛隊は撤退を

違憲の武力行使によつて自衛隊員が「殺し、殺される」事態は絶対に起こさせてはなりません。自衛隊は直ちに撤退すべきであり、非軍事の人道・民生支援の抜本的強化こそ求められています。武力行使に踏み出す危険性をますます高める新任務付与を認めることは、憲法9条を壊すことにほかなりません。

今回の閣議決定は、改めて集団的自衛権が憲法に反するものであることを示しています。

泉北教組は、教え子を戦場に送ることにつながる「戦争法」の廃止を求める。共同の運動をさらに強め、広めるために全力を尽くします。

「戦争法」発動反対。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。